

令和 6 年第 7 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和 6 年 7 月 2 6 日)

召集年月日 令和6年7月26日（金）

召集の場所 おおい町役場正庁ホール

開会 令和6年7月26日 午後4時01分

閉会 令和6年7月26日 午後4時25分

出席委員（12名）

|     |         |     |            |     |      |
|-----|---------|-----|------------|-----|------|
| 2番  | 松尾豊（会長） | 3番  | 渡邊典子       | 4番  | 岩崎誠一 |
| 5番  | 桑田一広    | 6番  | 森和哉        | 7番  | 谷口新市 |
| 8番  | 松尾光繁    | 9番  | 松井厚雄（職務代理） | 10番 | 早川直助 |
| 11番 | 塩野鐘吉    | 13番 | 古池洋子       | 14番 | 國久博一 |

欠席委員（2名）

|    |      |     |     |
|----|------|-----|-----|
| 1番 | 細川正博 | 12番 | 小原悟 |
|----|------|-----|-----|

出席事務局

|    |     |    |      |    |      |
|----|-----|----|------|----|------|
| 局長 | 小西守 | 次長 | 門野幸文 | 書記 | 木村光宏 |
|    |     |    |      |    | 中塚淳子 |

提出議案

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借  
権設定許可申請審議について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和6年第7回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
1番 細川委員、12番 小原委員の2名より欠席の連絡を受けております。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和6年第7回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

局長 ありがとうございます。このあとの議事進行につきましては、おおい町農業委員会会議規則第4条で会長が議長にあたることと規定されていますので、議事進行をよろしくお願いいたします。

[開 会]  
議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてではありますが、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 3番 渡邊委員さんと 11番 塩野委員さんを指名いたします。

[ 日程 2 ]

議 長 日程 2 議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長 はい、議長。  
議案第 23 号は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地に、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が、航空障害灯修繕工事の資材運搬の臨時ヘリポートとして使用するため、一時転用する申請であります。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。  
(議案第 23 号資料説明)  
局長説明のとおり、〇〇〇〇〇の山頂に設置されている鉄塔の航空障害灯の取替工事を行うため、山の上に障害灯やソーラーパネル、電源ケーブルなど取替えに使用する資材をヘリコプターで運搬する作業のためのヘリポートとして農地を使用する転用申請です。ヘリポートとして使用する期間は、資材を届けるときと、資材を山から降ろすときにそれぞれ 10 日間程度ですが、ヘリポートとして使用するために農地に鉄板を敷く、または撤去する作業が発生するため、その期間を合わせると 3 か月程度かかるということです。許可後から令和 6 年 11 月末までの一時転用の申請となっています。  
この土地を選定した理由は、資料 6 ページのとおり、ヘリコプターで資材を運搬するにあたり、運搬距離、地形等の条件を満たす適地が他になく、経路上最も使用しやすく、ヘリポートとしての面積を確保できるためとのことです。  
この申請地の農地区分につきましては、農振農用地であり、原則転用許可はできませんが、一時的な使用であり、かつ当該農地を使用することが必要であると認められる場合に該当するため、例外的に許可でき、転用可能と考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

早川委員

はい、議長。

こちらは19日に桑田委員と現地を確認いたしました。

申請地は隣接する農地も休耕地となっており、隣接農地の所有者からも工事の同意を得ていることから、今回の計画による周囲の営農への影響はないものと考えます。また、申請者の事業の遂行のためには立地的にも当該農地を使用することが必要であると認められ、一時転用はやむを得ないものと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第23号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成全員でございますので、日程2 議案第23号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び賃借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものといたします。

議 長

それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。